

# 中山間地域等直接支払交付金 中間年評価について 【第5期対策】

滋賀県 農政水産部 農村振興課

# 目次

<b>I .制度の概要</b>	
<b>中山間地域等直接支払制度について</b>	．．． (P4～6)
<b>II .中間年評価の目的と方法</b>	
<b>中間年評価の実施について</b>	．．． (P8～9)
<b>III .中間年評価の結果</b>	
<b>i .実施状況の概要</b>	．．． (P11)
<b>ii .都道府県における評価結果</b>	．．． (P12～20)
<b>iii .次期対策（令和7年度～）等</b>	．．． (P21～23)
<b>iv .アンケート調査の対象協定（集落）等</b>	．．． (P24)
<b>v - 1 .集落協定へのアンケート調査結果の評価</b>	．．． (P25～28)
<b>v - 5 .市町村へのアンケート調査結果の評価</b>	．．． (P29～31)
※ III .中間年評価の結果は参考資料“都道府県中間年評価書”と対応しています。	
<b>IV .まとめ</b>	
<b>中間評価についてのまとめ</b>	．．． (P33～34)

# I . 制度の概要

# 中山間地域等直接支払制度について

## ～目的～

農業の生産条件が不利な中山間地域等で5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援し、**耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保**を図る。

## (1) 仕組み

集落等を単位に農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。

## (2) 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、**5年間農業生産活動を継続する**農業者等

## (3) 交付単価 (主なもの)

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000 (16,800)
	緩傾斜 (1/100~1/20)	8,000 (6,400)
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500 (9,200)
	緩傾斜 (8~15度)	3,500 (2,800)



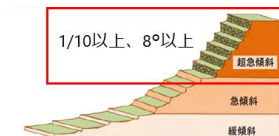
## (4) 対象となる活動

- ① 農業生産活動を継続するための活動 (農用地での耕作や水路・農道の維持管理に必要な経費)
- ② 体制整備のための取組・・・集落戦略の作成

## (5) 加算措置 (10aあたりの単価)

地域農業の維持発展に向けての一定の取組を行う場合には、以下の加算が可能。加算に取組むには、**各メニューごとに目標を立て、目標年度までに達成する必要がある。**

- ・ 棚田地域振興活動加算 (10,000円/10a)
- ・ 超急傾斜農地保全管理加算 (6,000円/10a)  
傾斜1/10以上の農用地の保全管理の取組に対して加算



- ・ 集落協定広域化加算 (3,000円/10a)  
ほかの集落との広域化して取り組む活動に加算



- ・ 集落機能強化加算 (3,000円/10a)
- ・ 生産性向上加算 (3,000円/10a)

◆ 農用地の管理方法や協定内の役割分担などを取り決めた協定を締結し、交付金の用途についても協定の合意のもとおおよそ自由に使うことができる。

### ◆ 集落戦略

集落の6~10年後の将来像を想定し、地域の課題やその対策について話し合いのもと作成する“指針”  
協定へ記載するほか地図をまとめる。

**最終年(令和6年度)までに作成する必要がある。**

# 中山間地域等直接支払制度について

## (6) 対象地域

★法指定地域・・・以下の法律によって指定された地域  
(8法+1法)

「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「沖縄振興特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」、「棚田地域振興法」

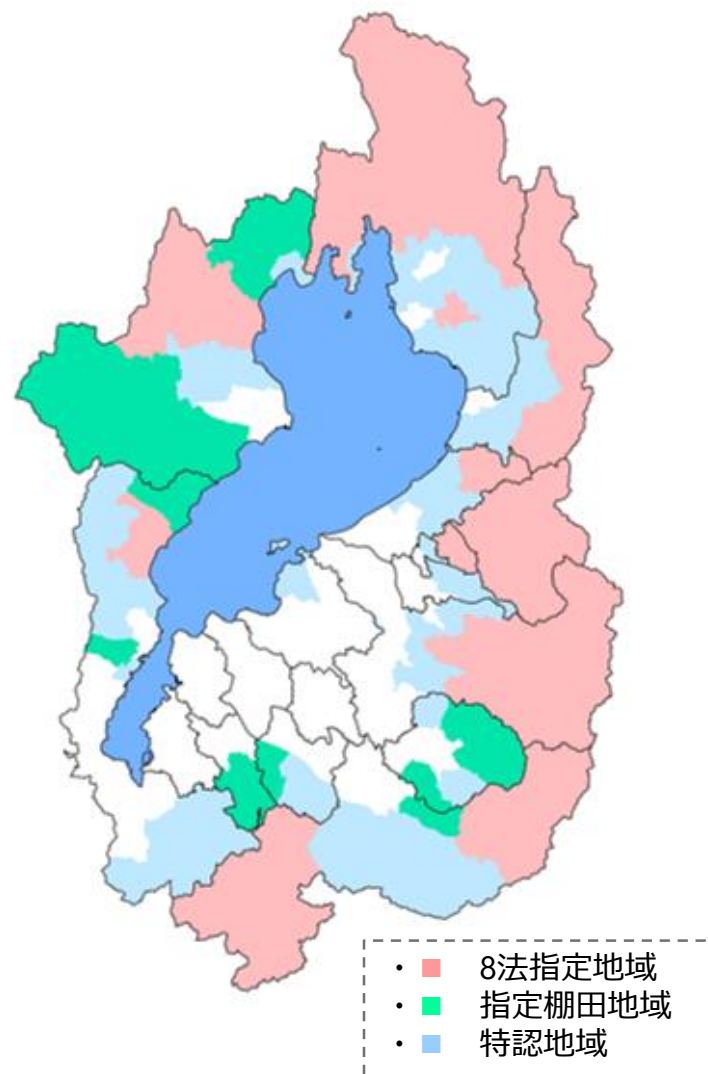
★特認地域・・・知事が特に定める基準に該当する地域

### 1. 地域基準

- ①法指定地域に隣接する地域
- ②農林統計上の「中間農業地域」「山間農業地域」
- ③既成市街地等に該当せず一定の要件を満たす地域
- ④特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

### 2. 農用地基準

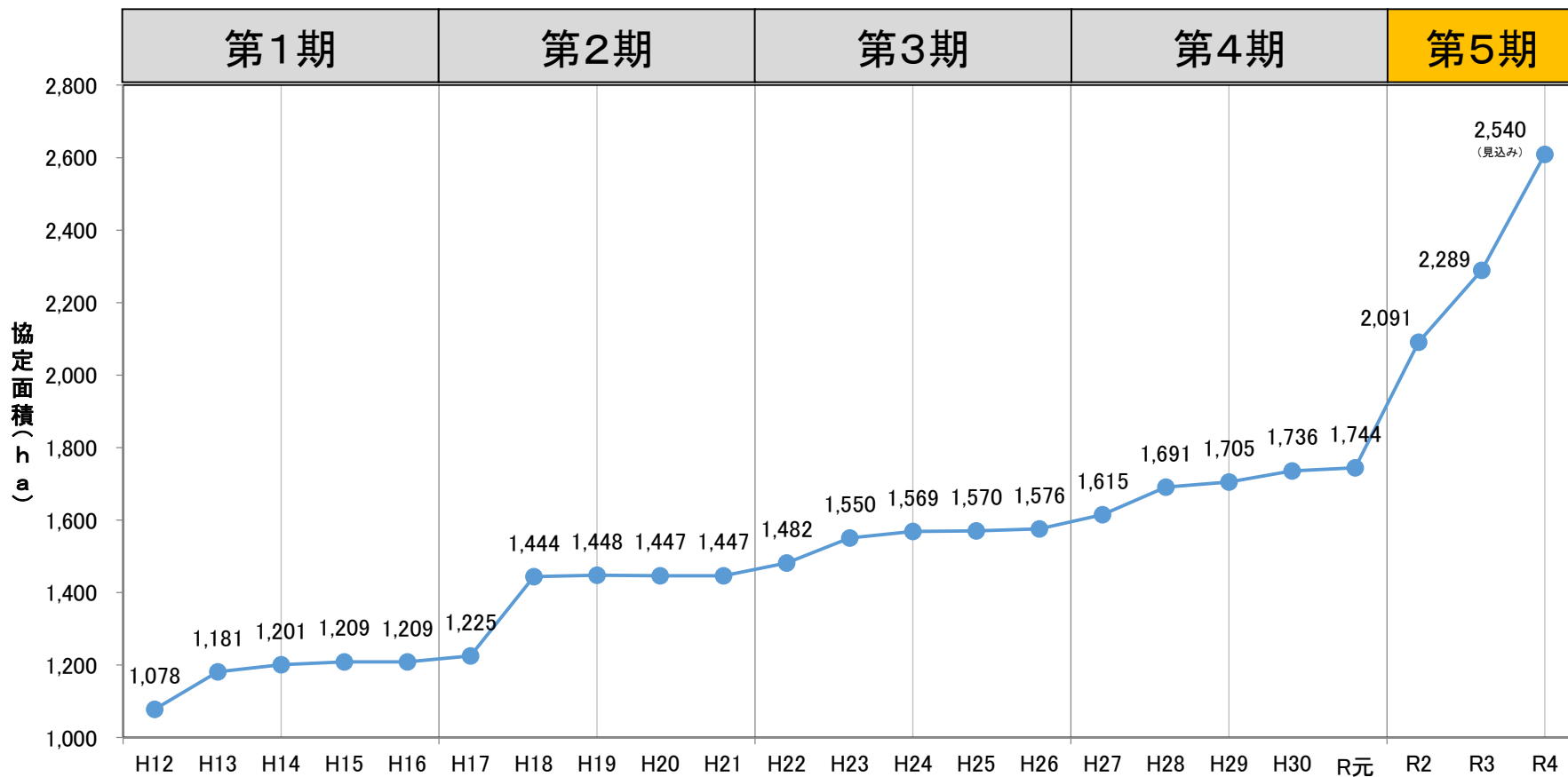
- (1) 上記①から③の地域については、次のいずれかの要件を満たす農地等
  - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑・草地 8度以上)
  - イ 自然条件により小区画・不整形な田
  - ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地
- (2) 上記④の地域については、次の要件を満たすこと。
  - ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)



# 中山間地域等直接支払制度について

平成12年度：中山間地域等直接支払制度が開始

平成27年度：「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく安定的な措置として実施



## **Ⅱ. 中間年評価の目的と方法**

# 中間年評価の実施について

## ◆中山間地域等直接支払交付金実施要領

### 第8 第三者機関の設置

- 1 (省略)
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。

### 第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 (省略)
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあつては直接、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）を經由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 (省略)



# 中間年評価の実施について

- 協定活動の実施状況及び目標達成見込みの点検・評価。
- アンケート調査等により、制度の効果・課題、農村集落の現状等の把握。
- これらを通じて、制度の主旨を踏まえ適切な協定活動を推進するとともに、次期対策の検討に資する。

## 集落

## 市町村

## 都道府県(第三者機関)

### 集落協定等による自己評価

集落協定(全数)      個別協定(全数)

### アンケート調査への回答

集落協定(一定数)      個別協定(全数)  
 廃止協定(一定数)      未実施集落(一定数)

実施期間: R4年5月～7月

### 市町村による評価

#### 市町村中間年評価書

集落協定等を個別に評価

市町村全体を評価

推進体制等を自己評価

#### アンケート調査への回答

市町村(全数)

実施期間: R4年8月～11月

### 指導・助言

取組が不十分(△・×)と評価した集落協定等に対する指導・助言

交付金返還措置等  
 指導・助言しても改善が見込まれない場合は、交付金の返還措置等を実施

### 中間年評価書(案)の作成

市町村中間年評価書の評価・分析

推進体制等の自己評価

市町村の推進体制等の評価・分析

アンケート結果の取りまとめ・分析

実施期間: R4年12月～R5年2月

### 第三者機関

中間年評価書(案)を検討・評価

公表

都道府県HP等で公表

- ① 本制度の推進体制等を自己評価。
- ② 都道府県中間年評価書(案)を作成

- **集落協定等と市町村の評価の評価・分析**  
 県の所見をもとに今後の推進方針を検討

- ③ センサスデータを活用した効果分析
  - ③ 取組事例の作成(別途連絡)
- ⇒ 第三者委員会において、検討・評価

- **集落協定、個別協定による自己評価**  
 自組織の活動について4段階(◎、○、△、×)で評価
- **アンケート調査**  
 アンケート対象となっている集落協定等に対し、アンケート項目に回答

- **市町による評価**  
 集落協定の自己評価を基に4段階評価。  
 取組が不十分(△・×)と評価された市町には指導助言  
 →見込まれない場合は返還措置など
- **アンケート調査**  
 全市町に対し、アンケート項目に回答
- **市町推進体制の自己評価**

## **Ⅲ. 中間年評価の結果**

### 1. 制度の実施状況の概要

- (1) 交付対象市町村 : 11市町
- (2) 協定数 : 175協定 (集落協定 : 172、個別協定 : 3)
- (3) 対象農用地面積 : 2,287ha (田 : 2,239ha、畑 : 48ha)
- (4) 交付金額 : 3.3億円 (共同取組活動費 : 2.1億円、個人配分 : 1.2億円)
- (5) 1集落協定あたり参加者 : 25人
- (6) // 交付面積 : 13ha
- (7) // 交付金額 : 194万円

交付市町数、協定面積、協定数 (令和3年度)

市町名	協定面積(ha)	協定数 <sup>1)</sup>	単価	
			通常 (10割)	基礎 (8割)
大津市	443	24	20	4
栗東市	40	6	6	0
甲賀市	505	50	46	4
湖南市	7	1 [1]	1 [1]	0
東近江市	119	12	12	0
日野町	33	8	8	0
愛荘町	58	4	4	0
多賀町	53	4	4	0
米原市	189	9	9	0
長浜市	235	24	24	0
高島市	606	33 [2]	29	4 [2]
滋賀県計	2,287	175	163	12

#### 【通常単価 (10割)】

- 集落の体制整備を行う場合の単価
- 「集落戦略」を作成する必要がある田 (急傾斜) の場合 21,000(円/10a)

#### 【基礎単価 (8割)】

- 集落が基本的な営農活動を行う場合の単価
- 田 (緩傾斜) の場合 16,800(円/10a)

注 1) 湖南市、高島市の協定数欄の [ ] 欄は個別協定数で内数

## 1. 評価項目に対する都道府県の評価

## (1) 集落協定

評価項目	評価結果（上段は協定数、下段は割合）				
	◎ 活動の実施が確実	○ 活動の実施が見込まれる	△ 改善により実施が見込まれる	× 活動の実施が困難	計
ア 集落マスタープランに係る活動	22 (13%)	148 (86%)	2 (1%)		162
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項					
a 耕作放棄の防止等の活動	24 (14%)	145 (84%)	3 (2%)		162
b 水路・農道等の管理	24 (14%)	147 (85%)	1 (1%)		162
c 多面的機能を増進する活動	23 (13%)	147 (85%)	2 (1%)		162

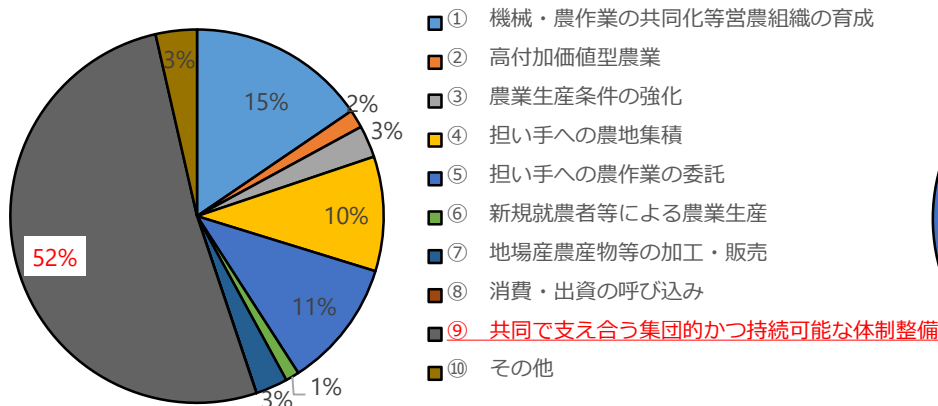
## 【滋賀県の所見】

- 集落協定に定められている各活動のうち、ほぼすべての集落協定で「◎：活動の実施が確実」、  
「○：活動の実施が見込まれる」と評価されている。

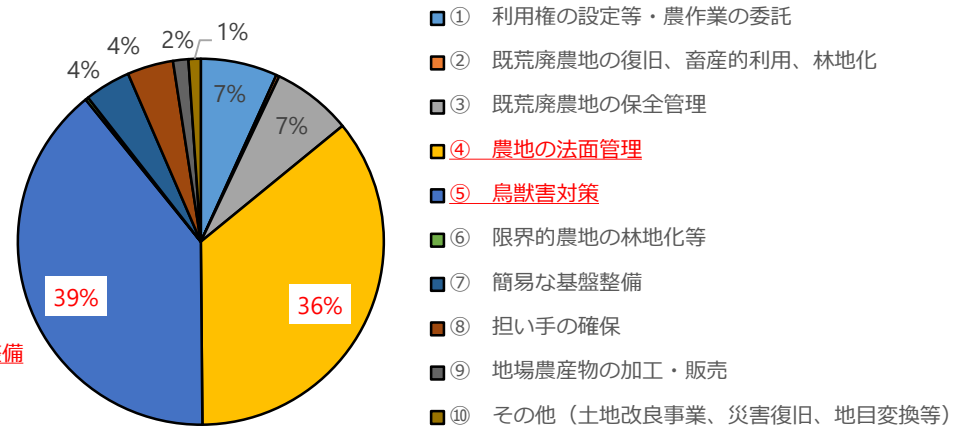
### 1. 評価項目に対する都道府県の評価

#### (参考) 集落協定に定められた活動項目の具体的な内容

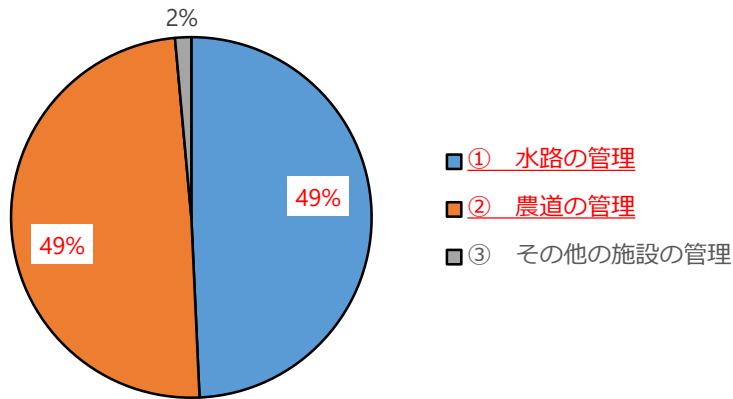
##### ア. 集落マスタープランに係る活動



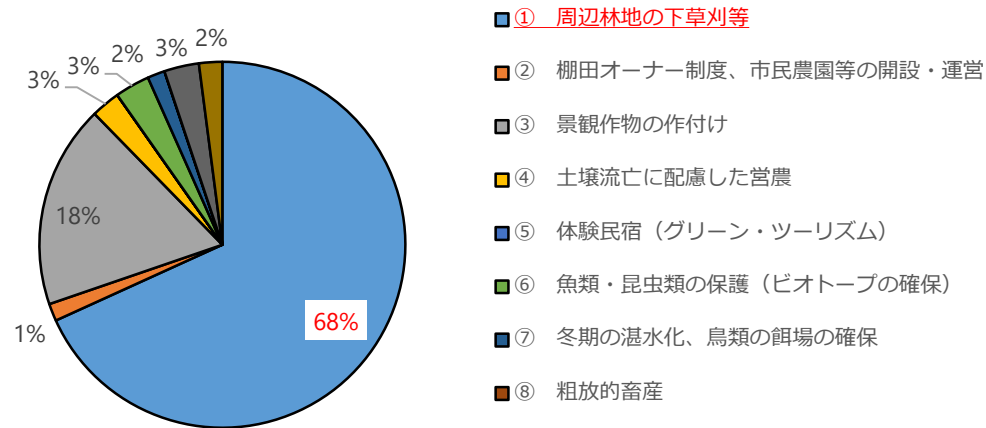
##### イ.a 耕作放棄の防止等の活動



##### イ.b 水路・農道等の管理



##### イ.c 多面的機能を増進する活動



## 1. 評価項目に対する都道府県の評価

## (1) 集落協定

評価項目	評価結果（上段は協定数、下段は割合）			
	◎ 作成が確実 (または作成済み)	○ 作成の目途が 立っている	△ 作成に不安がある	× 作成の見込みが 立っていない
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み	24 (14%)	101 (59%)	32 (19%)	5 (3%)
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	40 (23%)	92 (53%)	25 (15%)	5 (3%)

## 【滋賀県の所見】

- 集落戦略の作成状況では、7割の集落協定で、「◎：作成が確実」、「○：作成の目途が立っている」と評価され、おおむね順調に作成が見込まれている。
- 一方、3割の集落協定では高齢化による担い手・リーダーがいないことや新型コロナウイルス蔓延による話合いが実施できなかったことにより作成が進まなかった。

1. 評価項目に対する都道府県の評価

(1) 集落協定

評価項目	取組数	評価結果			
		◎	○	△	×
		目標達成が確実	目標達成が見込まれる	指導・助言により目標達成が見込まれる	目標達成が困難
工 加算措置の目標の達成状況・達成見込み					
a 棚田地域振興活動加算	4		4 (100%)		
c 急傾斜農地保全管理加算	7	4 (57%)	3 (43%)		
d 集落協定広域化加算	4		4 (100%)		
e 集落機能強化加算	5	2 (40%)	2 (40%)	1 (20%)	
f 生産性向上加算	10	3 (30%)	7 (70%)		

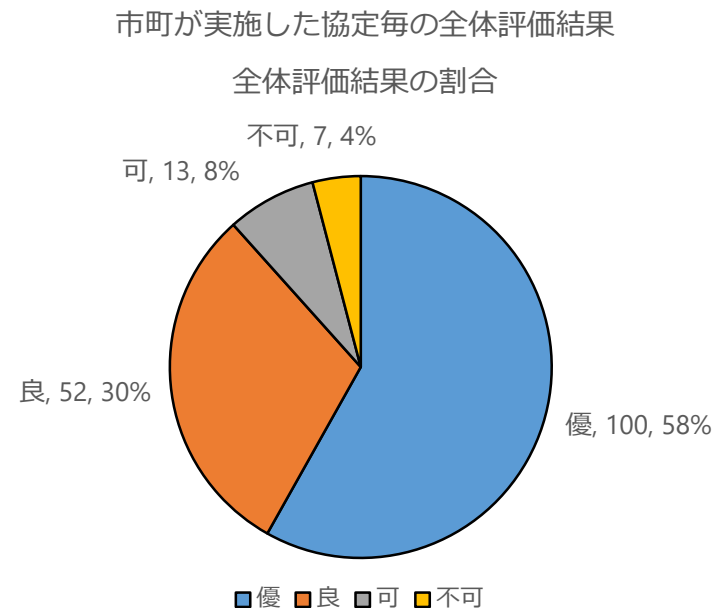
【滋賀県の所見】

- 加算措置に取組中の集落協定のうち、9割を超える協定で「◎：目標達成が確実」または「○：目標達成が見込まれる」と評価されており、加算措置による集落独自の取組が適切に実施されている。

### 1. 評価項目に対する都道府県の評価

#### 集落協定の総合評価

- 全集落協定172協定のうち、152協定（全体の88%）が「優」「良」の評価であり、集落協定による協定農用地の管理、多面的機能の保全の活動はおおむね順調に取り組まれている。
- 一方、「可」「不可」と評価された協定は20協定（全体の12%）あり、高齢化による担い手・リーダーがいないことや新型コロナウイルス蔓延による話合いが実施できなかったことにより集落戦略の作成が不十分な集落があったことによる。
- 今後は集落戦略の作成が困難な集落協定に対し作成を促すため、県内で作成済みの集落の作成ノウハウをの共有や作成の進捗管理など、県・市町が一体となり支援する必要がある。



- 優：ア～エが「◎」または「○」であること
- 良：ア～エに「×」がなく、ウ以外に「△」がないこと
- 可：ア～エに「×」がないこと
- 不可：ア～エに「×」があること



1. 評価項目に対する都道府県の評価  
 (2) 個別協定の総合評価結果

評価項目	評価結果 (協定数)			
	◎	○	△	×
ア 利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託	1	2		
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動		3		
b 水路・農道等の管理		3		
c 多面的機能を増進する活動		3		
ウ 利用権設定等として取り組むべき事項	1		1	
エ 加算措置 (超急傾斜農地保全管理加算)				
オ 全体評価	優	良	可	不可
	2 (67%)	1 (33%)	0 (0%)	0 (0%)

- 優：ア～エが「◎」または「○」であること
- 良：ア～エに「×」がなく、ウ以外に「△」がないこと
- 可：ア～エに「×」がないこと
- 不可：ア～エに「×」があること

【滋賀県の所見】

- 個別協定3協定のうち、ほとんどの項目で「◎：活動の実施が確実」、「○：活動の実施が見込まれる」と評価されており、協定農用地の管理、多面的機能の保全の活動は順調に取り組まれている。

## 3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

## (1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の話合いの状況	R 2年度	160	3 (2%)	22 (14%)	45 (28%)	90 (56%)
	うち集落戦略	149	46 (31%)	73 (49%)	19 (13%)	11 (7%)
	R 3年度	172	1 (1%)	23 (13%)	46 (27%)	102 (59%)
	うち集落戦略	162	50 (31%)	78 (48%)	18 (11%)	16 (10%)

## 【滋賀県の所見】

- ほとんどの集落協定において話し合いは実施されており、集落活動について合意形成が図られている。
- これまでは新型コロナウイルス蔓延により開催が制限されていたため、今後は集落戦略作成のための進捗管理を支援し回数を増やす必要がある。

## 3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

## (2) 集落戦略の話合いの参加者

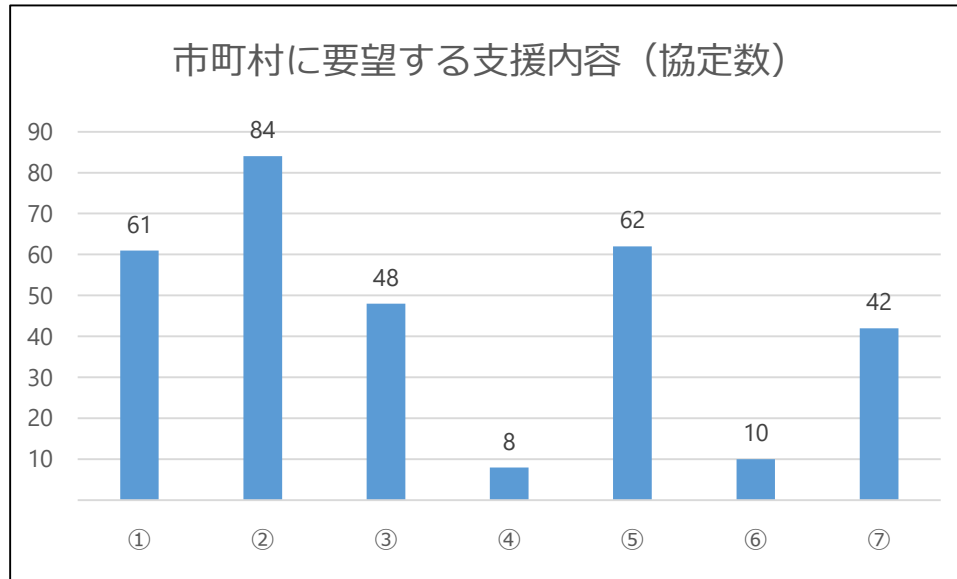
話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	128 協定	79 %
② 協定参加者以外の集落の住民	18 協定	11.1 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	16 協定	9.88 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	1 協定	0.62 %
⑤ 協定役員のみ	41 協定	25.3 %
⑥ 話合いをしていない	5 協定	3.09 %

## 【滋賀県の所見】

- 79%の集落協定で協定参加者が参加されるなど集落戦略作成にむけた合意形成が図られた。また、協定参加者以外の集落の住民が参加されるなど広域的な関係性が構築されている。
- 25%の集落協定では協定役員のみとなっているが、新型コロナウイルス蔓延により少人数で開催し、作成した資料を回覧するなど工夫が図られたところ。 今後は役員に作成作業の負担が集中しないように呼び掛ける必要がある。

## 4. 市町村に要望する支援内容

### (1) 集落協定



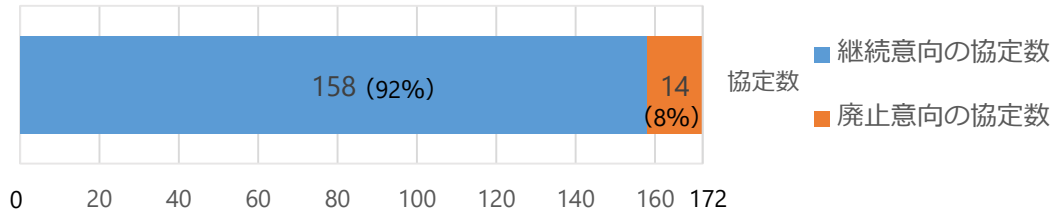
①	協定書作成に係る支援	61	協定	35.5 %
②	集落戦略作成に係る支援	84	協定	48.8 %
③	目標達成に向けた支援	48	協定	27.9 %
④	協定の統合・広域化への支援	8	協定	4.7 %
⑤	事務負担軽減に向けた支援	62	協定	36 %
⑥	①～⑤以外の支援	10	協定	5.8 %
⑦	特に支援を要望しない	42	協定	24.4 %

※パーセント表記は、全集落協定172協定に対する割合

- 84協定（全体49%）が②集落戦略作成に係る支援を要望しており、個々の市町だけでなく県全域での作成の支援が必要である。例えば、市町担当者を集めた集落戦略の作成に向けた勉強会など。
- ⑤事務負担軽減に向けた支援については、集落間の広域化による事務の集約化や事務の外部委託の推進があげられる。しかし、高齢化により意欲は低下しており、事務作業を引き受ける団体がない集落もあるため、制度の大きな見直しにより提出書類等の簡素化が必要である。

### 1. 継続の意向等 (1) 集落協定

次期対策（令和7年度～）での活動継続意向等



継続意向の協定（158協定）のうち

広域化の意向	協定		割合	
	広域化の意向がある	18	11.4	%
広域化の意向はない	140	88.6	%	

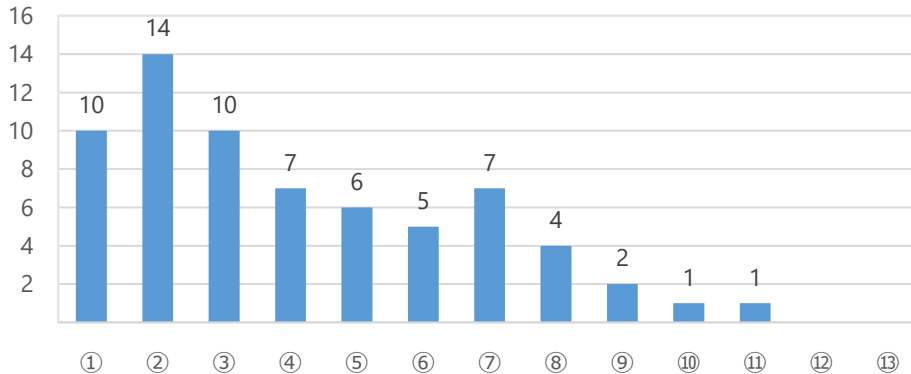
大津市・栗東市・甲賀市・東近江市・日野町・米原市・長浜市・高島市の8市の集落協定で広域化の意向がある。

【集落協定の広域化等に対する推進方針】

広域化は体制強化や事務の簡素化などメリットがあるものの、すでに高齢化や人口減少により意欲低下している集落では広域化に向けた合意形成が困難である。広域化の意欲がある集落に対しては市町と協力し、説明会等を通じて合意形成を図っていききたい。

廃止意向の協定数（14協定）のうち協定廃止の理由

(協定数)



協定廃止の理由	理由	協定数	協定	割合
	① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	10	協定	71.4 %
	② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	14	協定	100 %
	③ 地域農業の担い手がいないため	10	協定	71.4 %
	④ 農業収入が見込めないため	7	協定	50 %
	⑤ 鳥獣被害の増加	6	協定	42.9 %
	⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	5	協定	35.7 %
	⑦ 圃場条件が悪いため	7	協定	50 %
	⑧ 事務手続きが負担なため	4	協定	28.6 %
	⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	2	協定	14.3 %
	⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	1	協定	7.14 %
	⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	1	協定	7.14 %
	⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	0	協定	0 %
⑬ その他	0	協定	0 %	

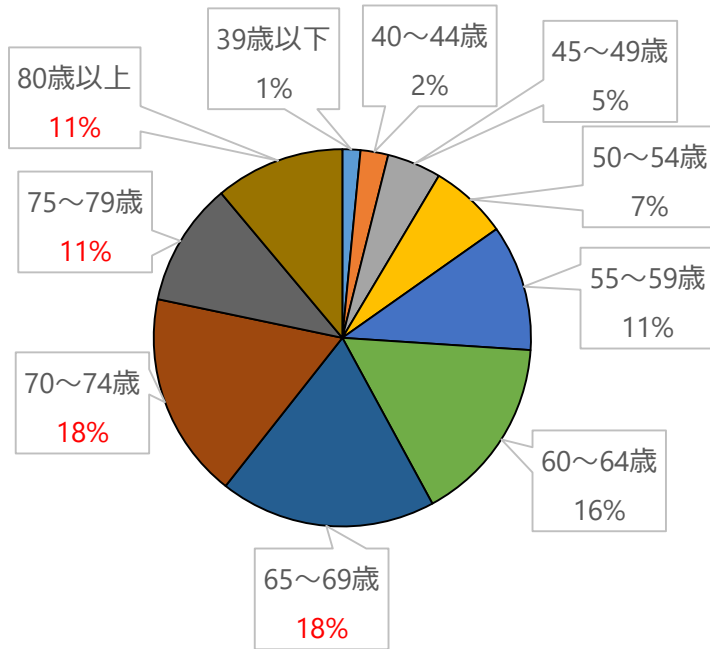
※パーセント表記は、廃止意向の協定14協定に対する割合

【廃止意向の協定に対する働きかけの方針】

高齢化や担い手不足により廃止意向の協定が顕著である。本交付金制度は集落の農業者等が主体となり事業を行ってきたが、集落での高齢化や担い手不足に対する対策は限界がきていることから、多様な主体との協働活動など関係人口の創出や担い手の育成に向けた事業を推進していききたい。

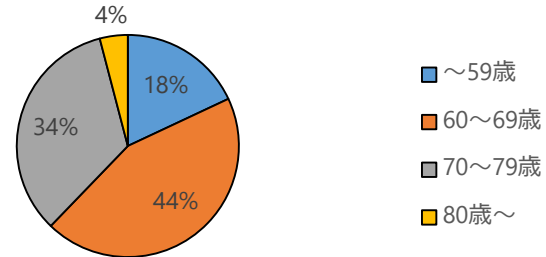
### （参考）2. 協定の役員

令和3年 集落協定参加者年齢別割合



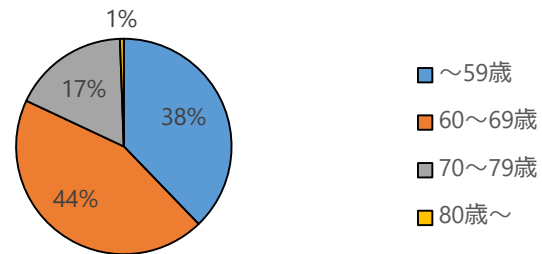
※令和3年度 協定参加者：4,227人

#### ① 協定代表者の年齢構成



年齢	～59歳	31人 (18%)	60～69歳	76人 (44%)	70～79歳	58人 (34%)	80歳～	7人 (4%)
代表者になってからの年数	～2年	57人 (33%)	3年～7年	70人 (41%)	8年～	45人 (26%)		
次期対策での代表者の継続の目途	ある	104 (66%)	協定		ない	54 (34%)	協定	

#### ② 協定事務担当者の年齢構成



年齢	～59歳	65人 (38%)	60～69歳	76人 (44%)	70～79歳	30人 (17%)	80歳～	1人 (1%)
担当者になってからの年数	～2年	52人 (30%)	3年～7年	69人 (40%)	8年～	51人 (30%)		
次期対策での担当者の継続の目途	ある	143 (91%)	協定		ない	15 (9%)	協定	

（参考）2. 協定の役員

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無		現在				今後（予定）			
なし		168	協定	97.7	%	162	協定	94.2	%
あり		4	協定	2.33	%	10	協定	5.81	%
委任先	行政書士・公認会計士	1	協定	25	%	1	協定	10	%
	事務組合		協定	0	%		協定	0	%
	NPO		協定	0	%		協定	0	%
	集落法人		協定	0	%	1	協定	10	%
	J A		協定	0	%		協定	0	%
	土地改良区	1	協定	25	%	1	協定	10	%
	個人	1	協定	25	%	5	協定	50	%
	その他	1	協定	25	%	2	協定	20	%



【滋賀県の所見】

- 集落協定にあっては、協定代表者のおよそ40%が70歳以上であり高齢化が顕著である。また、34%の協定では後継者がいないため、後継者確保に向けた体制整備が必要。

## ○アンケート調査の対象

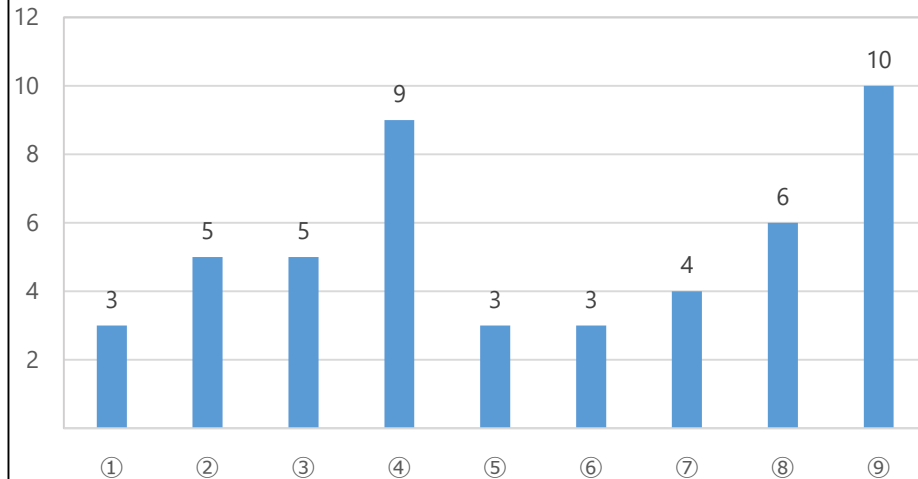
	県内協定等数		アンケート実施 協定等数	
集落協定	172	協定	32	協定
個別協定	3	協定	2	協定
廃止協定	—	協定	1	協定
未実施集落	—	集落	1	集落
市町村	11	市町村	10	市町村

- ・ アンケートの対象協定等は国によって選定
- ・ 令和2年度に取り組んでいた集落等とそれらが存在していた市町が対象  
（日野町は令和3年度から取組であるため対象外）
- ・ 廃止協定は前期対策まで取り組んでいたものの、第5期対策では取り組まなかった集落
- ・ 未実施集落は法指定地域に位置する農業センサス上の農業集落において取り組んでいない集落



## 2. 集落戦略

## (1) 集落戦略の作成に当たっての工夫(協定数)



集落戦略の作成に当たっての工夫(協定数)	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	3	協定 9.3 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	5	協定 15.6 %
③市町村や関係機関の協力を得て進めた	5	協定 15.6 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	9	協定 28.1 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	3	協定 9.3 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	3	協定 9.3 %
⑦その他	4	協定 12.5 %
⑧特になし	6	協定 18.7 %
⑨まだ作成していない	10	協定 31.2 %

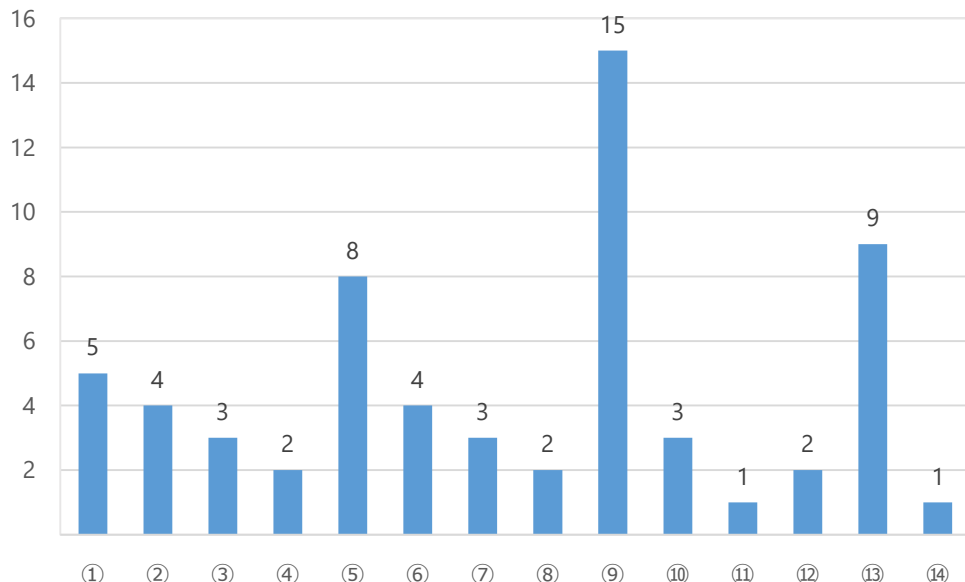
※パーセント表記は、アンケート実施協定32協定に対する割合

## 【滋賀県の所見】

- 「④協定参加者が今後も健在であることを前提として作成を進めた」の割合が多く、高齢化進む中で前向きに作成が進められている。
- 「②話し合いをリードする者を活用して進めた」や「③市町村や関係機関の協力を得て進めた」の割合が次点で多く、中心となる方による主導的な作成や市町の支援によって計画的に進められている。

### 2. 集落戦略

#### （2）集落戦略の作成の効果



集落戦略の作成の効果	協定数	割合
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある	5 協定	15.6 %
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある	4 協定	12.5 %
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている	3 協定	9.3 %
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている	2 協定	6.2 %
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	8 協定	25 %
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある	4 協定	12.5 %
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある	3 協定	9.3 %
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的な管理や林地化を実施又はその計画がある	2 協定	6.2 %
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	15 協定	46.8 %
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を開始した又はその計画がある	3 協定	9.3 %
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある	1 協定	3.1 %
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	2 協定	6.2 %
⑬特に何もしていない	9 協定	28.1 %
⑭その他	1 協定	3.1 %

※パーセント表記は、アンケート実施協定32協定に対する割合

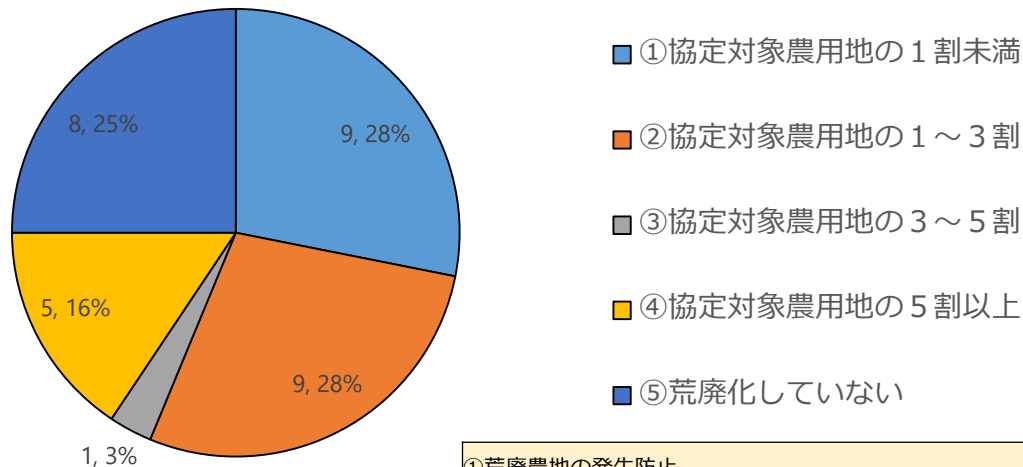
#### 【滋賀県の所見】

- 「⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある」や「⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）」といった割合が多く、鳥獣被害対策や担い手への集積を計画的に行うなど効果が現れている。

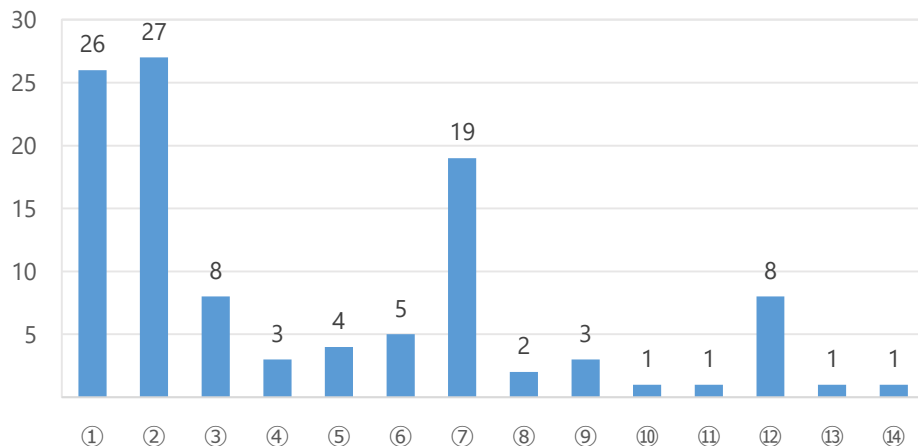
(参考資料)  
のP12~13

### 4. 第5期対策における本制度の効果について

#### (1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農用地が荒廃農用地になっていた割合



#### (3) 集落戦略の作成の効果



① 荒廃農地の発生防止	26 (81%)
② 水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	27 (84%)
③ 農業機械等の共同利用により作業が効率化した	8 (25%)
④ 農業（農外）収入が増加した	3 (9%)
⑤ 集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	4 (13%)
⑥ 担い手への農地の集積・集約が進んだ	5 (16%)
⑦ 鳥獣被害が減少した	19 (59%)
⑧ 荒廃農地を再生した	2 (6%)
⑨ 都市住民等との交流が増加した	3 (9%)
⑩ 定住者等を確保した	1 (3%)
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	1 (3%)
⑫ 集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	8 (25%)
⑬ その他	1 (3%)
⑭ 特に効果は感じられない	1 (3%)

## 5. 集落協定が実施している各種の活動

## (1) 集落協定が実施している活動

	協定数
	ア 現在実施している活動
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	15 (47%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	16 (50%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	14 (44%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	1 (3%)
⑤農作業の共同化	7 (22%)
⑥農業機械の共同利用	10 (31%)
⑦鳥獣害対策	25 (78%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	5 (16%)
⑨都市住民との交流活動	3 (9%)
⑩農産物の販売・加工	3 (9%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	4 (13%)
⑫生き物観察や生物保全活動	1 (3%)
⑬その他	(0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	2 (6%)

## 【滋賀県の所見】

- 活動にあたっては、地域内の自治会などの団体に連携するなど農業者以外の参画が見込まれるほか、大学などの地域外の団体を迎え入れボランティア活動を行うなどの取組がみられる。

## (2) (1)の活動にあたっての連携組織

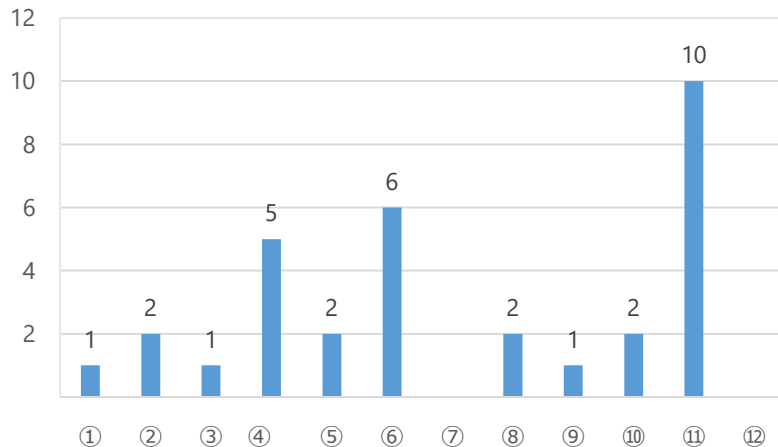
	協定数
	ア 現在実施している活動
①市町村、都道府県	8 (25%)
②自治会、町内会	20 (63%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	4 (13%)
④地域運営組織	5 (16%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	1 (3%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	(0%)
⑦大学	3 (9%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	7 (22%)
⑨民間企業	1 (3%)
⑩地域おこし協力隊	1 (3%)
⑪その他	2 (6%)
⑫連携している組織はない	7 (22%)

## 1. 第5期対策の中山間当直接支払制度の効果

- ほとんどの市町では、本制度により「荒廃農地の発生防止」・「水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」・「鳥獣被害が減少した」の項目で効果があったと回答。
- すべての市町で制度を継続する必要があるとされているうえに、一部の市町では制度の見直しを求めている。

## 2. 本制度の改善点等

## (1) 本制度の改善点



	市町村数		割合	
①対象地域の要件緩和	1	市町村	10	%
②傾斜区分の要件緩和	2	市町村	20	%
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	1	市町村	10	%
④協定活動期間（5年間）の緩和	5	市町村	50	%
⑤必須活動の内容の緩和	2	市町村	20	%
⑥集落戦略の内容の簡素化	6	市町村	60	%
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し		市町村	0	%
⑧交付単価の増額	2	市町村	20	%
⑨加算の充実	1	市町村	10	%
⑩交付金返還規定の緩和	2	市町村	20	%
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	10	市町村	100	%
⑫その他		市町村	0	%

## 【滋賀県の所見】

- 集落戦略の簡略化に対する要望が多く、集落戦略の複雑さや合意形成の難しさがうかがえ、集落戦略の作成の遅れにつながっている。

## 3. 今後の農地利用や集落機能等

## (1) 次期対策

- 次期対策における協定数は、6市町で現状維持が見込まれ、4市町で若干の減少が見込まれている。
- 協定数の減少要因としては、「協定参加者やリーダーの高齢化」、「事務手続きの負担」、「返還措置への不安」 など
- 集落協定の統合・広域化の推進方針

	市町数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	1 市町村	10 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	市町村	0 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	1 市町村	10 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	市町村	0 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	市町村	0 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	9 市町村	90 %
⑧その他	市町村	0 %

## 【滋賀県の所見】

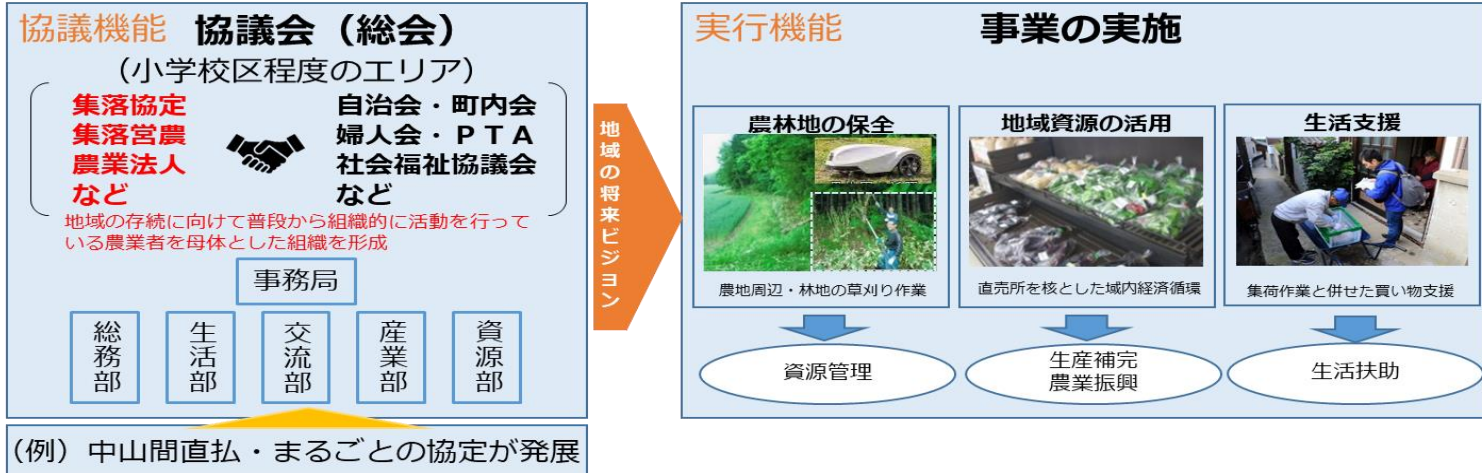
- 広域化は集落機能が衰退した集落などがほかの集落と統合し、人材や機械、地域資源を共有するなど、集落の維持に有効な手立て。
- 高齢化や人口減少による協定数の減少が見込まれるが、集落の広域化については受け手であり、特段に推進する市町は少ない。



## 5. 農村RMOの推進の意向

農村RMOの推進の意向	市町村数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	1 市町村	10 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	市町村	0 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	9 市町村	90 %
⑤その他	市町村	0 %

農村RMOとは、集落協定などの農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉協議会などの多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、農用地等の保全活動・地域資源の活用・生活支援などの活動を行い、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。



## 【滋賀県の所見】


- 農村RMOを積極的に推進する市町は少ない。
- しかし、県内各地で農村RMO形成の芽が出てきており、甲賀市で1地区が事業実施中。モデル地区として支援し、滋賀県での推進体制を構築していく。
- また、要望のある地域に対しては関係市町を巻き込みながら県内全体で推進を図っていきたい。

# IV. まとめ



# 中間評価についてのまとめ

- 集落協定に取り決められた活動について、おおむね良好に実施されており、多くは農地の維持管理、水路・農道等の維持管理、周辺林地の草刈などの活動を通して耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の維持・発揮につながっている。
- 集落戦略の作成は、新型コロナウイルス禍により話合いの回数は少ないものの持ち回りやアンケート方式で実施するなど工夫され、おおむね順調に進んでいる。作成した集落では鳥獣被害対策や農地の集積を計画的に行うなど効果が現れている。
- 本交付金は話合いに基づき用途を決めることができ、加算措置をはじめ地域の特色を生かした活動が実施されており、地域の活性化につながっている。



中山間地域等の農業の発展・振興に寄与しており、今後も本制度による支援が重要

- ・・・しかし、集落の人口減少、協定参加者の高齢化、担い手不足により、次期対策での取り組みが困難な集落も...

# 中間評価についてのまとめ

## 【課題】

- ① 高齢化や人口減少の進行に伴う協定参加者の減少や後継者不足により活動の継続が困難になるなど、主体となる農業者での対策は限界が来ている。
- ② 提出書類の作成に多くの時間と労力を要し、円滑な活動実施の負担になっている。書類の簡素化など事務の効率化による負担軽減が必要。
- ③ 集落戦略の作成完了（見込み）が進む一方で、作成が困難としている集落への支援が必要。作成のノウハウが蓄積されていないことや地域を担うリーダーの不在・後継者不足により将来の地域の姿が描きにくくなっている。

## 【取組方針】

- ① ふるさと支え合い事業や農村RMO形成支援事業などにより、多様な主体との協働活動に対して支援を行い、関係人口の創出や担い手確保に向けた事業を推進。
- ② 国に対し書類の簡略化の制度改正を求めるとともに、事務作業の委託や協定の広域化による事務の集約化を推進するなど、事務作業の負担を軽減。
- ③ 地域と行政を集めた集落戦略の作成に向けた意見交換会や取組事例の紹介などを通して地域をサポート。